

あなたの国民年金

パート17

明るい老後の安らぎを
皆んなで築こう国民年金

…任意加入で年金づくりを…

58才になるKさんの相談から

Kさん

私は若いころ保険料を納めない時期があつて、60才まで納めていても年金をもらえないと思うのですが……。

年金係

老齢基礎年金を受けるのに、最低必要な25年の納付期間（免除含む）が足りないということですか？

Kさん

そうです。10年くらい前に納めなかった時期があつて……。

年金係

あなたの納付状況を確認しますと、60才まで納めても21年の納付で、4年間不足となりますね。

Kさん

何とか年金をもらえるようにならないでしょうか？

年金係

国民年金の加入期間は、20才～60才までですがさらに65才までの5年間申し出により任意加入できる制度がありますよ。

Kさん

そうすると私は任意加入できますね？

年金係

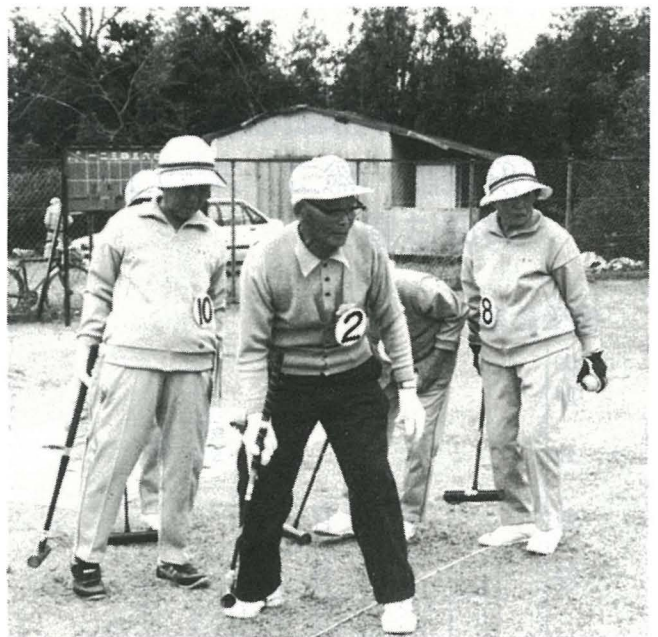
そのとおりです。ぜひ任意加入して、不足の4年間を納めて年金を受けられるようにして下さい。

Kさん

任意加入の申し出はいつしたらよいのですか？

年金係

わかった時点で印かんを持参して年金係へ申し出て下さい。



★ 保険料の未納期間や免除期間があり、満額の年金を受けられない人も任意加入して、より高額な年金を受けることができます。

★ 外国に住む日本人も、昭和61年4月から20才～60才までの間任意加入できることになりました。

この場合、任意加入しない期間は、老齢基礎年金の受給資格期間には加えられますが、受給額には反映しません。

※ 加入すべき全期間をすべて納付した人は任意加入しても受給額は増えません。

また、厚生年金や共済組合に加入中の人や、すでに年金を受けている人は任意加入できません。

お問い合わせは、役場住民福祉課年金係

電話84-1211 内線155

福祉豆辞典

母子福祉推進員

母子相談員に協力し日頃母子家庭や寡婦家庭のよき相談相手となり、母子福祉向上のために働いています。町の母子福祉推進員は10名です。